

26. 2. 9. 8

就学指導委員会について

1 目 的

- 教育上特別な配慮を要する児童生徒の就学にあたり、障害の種類や程度、特性等の判定を行い、適切な就学を推進する。

<学校教育法施行令 第18条の2>

市町村教育委員会は、小学校及び特別支援学校に就学させるべき者について、保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

2 日 程

- 1 事前説明会 10月28日 1回(18:00~)
- 2 就学相談 下表の通り。(火曜日の午後1時15分から5時過ぎ)
- (面談・判定会議) ※ ①~⑥の枠のうち、②の枠を大川三瀬、小郡三井、浮羽の各医師会にお願いしたいと考えています。

		Aグループ	Bグループ	Cグループ	Dグループ	Eグループ
10月28日	18:00	事前説明				
11月2日	13:15	就学相談	大学医師	大学医師	大学医師	①医師会 久留米
11月9日	13:15	就学相談	大学医師	大学医師	大学医師	②医師会 久留米
11月16日	13:15	就学相談	大学医師	大学医師	大学医師	③医師会 久留米

※ 以下のとおり、年度ごとの輪番を考えています。

平成22年度 大川三瀬医師会

平成23年度 小郡三井医師会

平成24年度 浮羽医師会

平成25年度以降は、繰り返し。

3 内 容

児童生徒及び保護者と1人あたり20分程度面談(13:30~16:30)し、その日の面談終了後引き続き判定会議を実施し、医療・心理・教育のそれぞれの分野から意見をいただきます。

1日あたり9人程度面談予定。(平成21年度は3期日合計で150名程度)

判断基準の共通理解のために、事前説明会を開催致します。

特に、発達障害に関しては、スクリーニングの質問紙を用意しています。

4 謝 金

1時間あたり9,450円

市役所=2.

1度